

## **IV 生涯学習推進体制の整備**

### **1 千葉県生涯学習審議会**

【 II-1-(3) 千葉県生涯学習審議会 】 に記載のとおり

### **2 千葉県社会教育委員**

【 II-1-(2) 千葉県社会教育委員 】 に記載のとおり

### **3 社会教育主事の養成**

県内の社会教育の振興のため、県教育委員会では、本庁及び教育事務所に社会教育主事を配置している。また、市町村教育委員会に対し、事務局に社会教育主事を配置するため、市町村職員の計画的な社会教育主事講習の受講を求めている。

社会教育主事養成の研修講座は、【 II-3 研修体制】 に記載のとおりである。

### **4 指導者等の養成**

【 II-3 研修体制 】 に記載のとおり

### **5 社会教育関係団体の育成**

県内では、様々な団体が、それぞれ創意のもとに特色ある社会教育活動を積極的に展開している。県教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じて専門的、技術的な指導、助言を行うとともに、人材育成、指導者養成等の活動事業に対し、財政的援助を行っている。

県内全域で活動する主な社会教育関係団体は、【 IX-5 社会教育関係団体】 に記載のとおりである。